

小山市立東城南小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そして、何よりも重く受け止めなければならないことは、児童生徒の生命が失われるなど、重大な危険を生じさせるものである。本校では、開校に当たり、「小山市立東城南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、この度、国のいじめ防止基本方針が改定されたことを受けて取り組んでいくものとする。

1 いじめ防止に係る基本的な考え方

(1) いじめ問題についての5つの方針

校長は「いじめ問題についての5つの方針」を次のように提示する。

- 1 高い危機意識をもち、常に全校体制で「いじめ3ない運動」の推進
- 2 「自他の良さを認め合う態度の育成」を教職員、児童、保護者に強力に推進。
- 3 授業における積極的な学業指導の推進。
- 4 教育活動全体における道徳教育とその要である道徳授業の充実。
- 5 本校の取組の再確認、再点検と教職員の共通理解「見える化」。

以上の方針は、主なポイントを提示することとした。具体的な取組は、いじめ対策アクションプランで共通理解し、共通実践するものとする。また、「学校だより」やHP等で保護者や地域に公表し、理解と協力を求める。

(2) 本校におけるいじめの定義

小山市教育委員会の定義に準ずる。次のとおりとする。

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（いじめ防止対策推進法第2条以下「法」という）

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものを想定する。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。 ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。

- ・遊びやチームに入れない。 ・席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこぶかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅かされ、お金等を取られる。 ・靴に画鋸やガム等を入れられる。
 - ・写真やカバン、靴等に傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きや恐喝を強要される。 ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に暴言を吐かせられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・掲示板、ブログに恥ずかしい情報を掲載される。
 - ・いたずらや脅迫メールが送られる。
 - ・SNS等のグループから故意にはずされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

この点について本校では、事前に保護者に事の重大性と深刻さを十分に説明しておいた上で、校長の責任の下、迅速に判断及び決断して警察との連携を密にしていく。

(3) いじめに対する深い深く理解

特に「暴力を伴わないいじめ」について、十分な注意が必要である。これが何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われることにより、生命または心身に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害者と被害者という二者関係だけでなく、学級を中心とした所属集団の構造上の問題（例えば無秩序、閉塞性）やはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも十分に注意して、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気形成されるようにする。

(4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの未然防止

本校の全児童を対象に、いじめ未然防止の指導を継続する。すべての児童を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない本校の土壌をつくるため、教職員及び関係者が一体となり、根気強く継続的に指導していく。

いじめ未然防止のために、教育活動全体で推進している道徳教育及びその要となる道徳の時間の授業をよりいっそう充実させる。そして、すべての児童に「いじめは決して許されない」ということを理解させるとともに、児童の豊かな情操や道徳心を育む。さらには、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことに加えて、全児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じる学校生活づくりを進めていく。

さらに、いじめ問題については、学校が家庭（地域）、小山市教育委員会、小山警察署（生活安

全課)と連携を密にして取り組んでいくことが必要不可欠である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する必要がある。

※教員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、同法違反となり得る。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、本校では直ちに、いじめ対策委員会を中心に対応を行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的対応が必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた警察等関係機関と連携が必要である。

エ 家庭や地域との連携

学校・学年だより等を通信的手段として、本校のいじめ問題に対する指導方針や指導体制(相談窓口の明確化)、指導内容等を継続的に発信して理解と協力を求める。また、授業参観後の懇談会、学校評議員会で本校のいじめ問題に対しての指導方針や内容等について説明して協議する機会を設ける。

オ 関係機関との連携

いじめた児童の指導を行っても効果を上げることが困難な場合、またいじめの内容が、いじめられた児童の生命の安全を脅かすような悪質なものであった場合は、小山市教育委員会の指導を受けながら、警察署や児童相談所等と適切な連携を図る。

2 いじめ防止等のための本校の取組

東城南小学校「いじめ対策アクションプラン」(別紙)を作成して、学校全体で取り組んでいる。作成に当たり、先述した学校経営における「いじめ問題についての5つの方針」を踏まえて、次の2点を柱にした取組を行っていくものとする。

(1) いじめ0 基盤づくり

ここでの中心は、学級経営の安定と充実である。以下、基盤づくりの6つの視点を示す。(詳細は「いじめ対策アクションプラン」別紙参照)

- ア 学級づくり
- イ 授業における「学業指導」の充実
- ウ 教育活動全体で推進する道徳教育の充実
- エ 教育活動の充実
- オ 教職員の資質の向上ーいじめ防止への高い危機意識ー
- カ 保護者(家庭)や地域との連携

(2) いじめゼロを実現のための具体策(詳細は「いじめ対策アクションプラン」別紙参照)

- ア 児童が主体的に取り組む活動
- イ 児童指導
- ウ 教育相談

- エ 人権教育
- オ その他の取組
- カ 関係機関との連携

3 いじめが起きた際の具体的な措置

(1) いじめ発見と通報

いじめの事実について通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「児童指導委員会(いじめ対策委員会)」を中心に迅速かつ組織的に対応する。

※「いじめ対策委員会に関する細則は、校内諸規定「各委員会に関する細則」P.13~14

(2) 具体的な指導

ア いじめられた児童を守り通す。

イ 関係した児童には、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。特に、事実確認は慎重に行い、安易にお互いに謝らせない。

ウ 教職員全員の共通理解を図る。事実を「見える化」して、教職員全員の当事者意識を高める。

エ 当該児童の保護者に確認できた事実をすべて知らせ、学校から親を呼ぶ。児童を同席させる。

・悪質な場合、指導しても長期にわたり行っている場合は、小山警察生活安全課に相談することを親子に伝える。

オ 「いじめ」の行為を分析し、下記のとおり「誰が何をするか、関係機関とどう連携するか」等々の役割分担を明確にして対応する。

○レベル1⇒言葉によるからかい

担任や学年主任で対応し、解決を図る。保護者へ連絡する。

○レベル2⇒仲間はずれ、悪口・陰口

担任、学年主任に加え、児童指導主任や管理職が入る。保護者も同席させ指導する。解決が長期にわたる場合は、教育委員会に報告する。

○レベル3⇒暴言や誹謗中傷行為(「死ぬ」等の書き込み)、脅迫や強要行為

児童指導主任と管理職が、警察等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。

○レベル4⇒重い暴力や障害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝

学校は警察に相談、通報する。教育委員会に積極的な支援を依頼する。出席停止とする際には、関係機関と連携して該当児童に対して必要な指導を組織的に行う。

該当児童と保護者に対して十分に説明する。

カ いじめが「解消している」状態の要件を、いじめが止んでから少なくとも3カ月が経過し、被害児童が心身の苦痛を感じていない、という2点を満たすこととする。

ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断する場合は、長期の期間を設定し状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うものとする。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

重大事態については法第28条第1項に次のように記載されている。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又は設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

① 重大事態の意味・・・小山市いじめ防止基本方針P11によるものとする。

② 重大事態の報告・・・同上

(2) 重大事態の調査・・・同上 P11～によるものとする。

※事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」が生じた段階で開始する。

(3) 調査結果の提供及び報告・・・同上 P12によるものとする。